

津波に強く、10年後を先取りした復興計画の策定を望む

日本災害情報学会副会長 吉井博明



東日本大震災は2つの顔をもっている。ひとつは、典型的な巨大自然災害という顔であり、もうひとつは、進化した巨大技術災害(誘発原発事故)という顔である。今回は、前者に係わる災害復興について筆者の考えを述べてみたい。

被災した区域を津波ハザードマップと照らし合わせると、明治三陸大津波を一回り大きくした災害であることがよくわかる。犠牲者を減らすには、三陸地方で言われてきた「津波テンデンコ」がきわめて効果的であるが、このような対応は平時の人々の絆(人情)を無視した、あまりにも「冷酷」な対応であることから、今回、人々の受け容れるところではなかった。今後の復興を考える場合も「津波テンデンコ」を前提としない対策が不可避と考えられる。そうすると、主な復興方策としては高地移転、高層ビル化、地盤の嵩上げ、防潮堤の再構築の4つが考えられる。しかし、いずれの方策も長所と短所があり、地域の状況や住民の意向を汲みながら、この4つの方策を組み合わせた対策が望ましい。

復興方針を決める際、もうひとつ配慮しなければならないことがある。昔から「一水十年」と言われるように、津波災害から地域が立ち直るには10年以上の歳月を必要とする。この復興に要する10年以上の間に高齢化と人口減少に直面している被災地にあって、震災前のまちをそのまま復興したのでは、復興後に使えなくなってしまう施設が多くでる恐れが強い。10年以上後に地域が本当に必要とする、学校、病院、買い物をする商店などはどのようなものであるのかを住民が自らよく考えた上で復興計画を創り、それを専門家や行政が後押しする仕組み(「先取り復興」方策)がどうしても必要である。

以上述べた、数十年に1回の割合で来襲する大津波に強く、将来の変化を先取りした「本格復興」を実現するには、これまで国の災害復旧の原則となってきた「原状復旧」を放棄することに加えて、地域(市町村)が中心になって住民参加の下、専門家の意見を聞きながら自らのまちや生活の将来設計ができるような仕組み(市町村に復興資金として提供する総額だけを提示し、計画については市町村に任せ、国や県の介入をできるだけ少なくする制度)に変えることが不可避である。政府が、激甚法を含む、既存の災害復興関係法令を全面的に見直した「復興特別措置法」を早急に制定することを期待する。

(東京経済大学コミュニケーション学部教授)